

身体障がい者等運賃割引規則

（目的）

第1条 この規則は、身体障がい者等が、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（以下「当社線」という。）に乗車する際の各種運賃の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 身体障がい者等に対する割引運賃による、当社線にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。

2 この規則に定めのない事項については、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則の規定による。

（身体障がい者及び知的障がい者の定義）

第3条 この規則において「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の身体障がい者を、次に掲げる第1種身体障がい者及び第2種身体障がい者に区分する。

(1) 「第1種身体障がい者」とは、別表に規定する身体障がい者で、身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。

(2) 「第2種身体障がい者」とは、前号以外の身体障がい者で、身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種身体障がい者である旨が明記されている者をいう。

3 この規則において「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

4 前項の知的障がい者を、次に掲げる第1種知的障がい者及び第2種知的障がい者に区分する。

(1) 「第1種知的障がい者」とは、障がいの程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知）の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する障がいを有するとされた者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。

(2) 「第2種知的障がい者」とは、前号以外の知的障がい者で、療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種知的障がい者である旨が明記されている者をいう。

5 この規則において「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

6 前項の精神障がい者を、次に掲げる第1種精神障がい者及び第2種精神障がい者に区分する。

- (1) 「第1種精神障がい者」とは、障がいの程度が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項」（以下「精神保健福祉法施行令」）に規定する1級に該当する障がいを有するとされた者で、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、当分の間、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第1種精神障がい者とみなす。
- (2) 「第2種精神障がい者」とは、障がいの程度が「精神保健福祉法施行令」に規定する2級又は3級に該当する障がいを有するとされた者で、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されている者をいう。ただし、当分の間、精神障がい者保健福祉手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第2種精神障がい者である旨が明記されていない場合であっても、第2種精神障がい者とみなす。

（介護人の定義及びその取扱い）

第4条 介護人とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると当社係員（以下「係員」という。）が認める者をいう。

2 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が次の各号に該当する場合には、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者1人に対して、1人の介護人をつけることができる。ただし、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が車椅子を使用するときは、2人の介護人をつけることができる。

- (1) 第1種身体障がい者又は12歳未満の第2種身体障がい者で身体障害者手帳による割引を受ける場合
- (2) 第1種知的障がい者又は12歳未満の第2種知的障がい者で療育手帳による割引を受ける場合
- (3) 第1種精神障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者で精神障がい者保健福祉手帳による割引を受ける場合

（介護人に対する随伴幼児の取扱い）

第5条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に随伴される幼児のうち、介護人に随伴される幼児については、当社運送約款第25条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

（割引運賃の種類）

第6条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に対しては、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）又は当社が指定したモバイルアプリケーション（以下「手帳」とあわせて「手帳等」という。）の提示により、次の運賃について次の場合に割引を行う。ただし、他の運輸機関の経営する鉄道、軌道又は自

動車線（以下「他の運輸機関の鉄道等」という。）との連絡運輸については、その運輸機関においても同様の割引を行っている場合に限る。

(1) 当社線

普通運賃、定期運賃、乗継運賃

ア 身体障がい者又は知的障がい者が乗車する場合

イ 第1種精神障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者が乗車する場合

ウ 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

エ 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

(2) 当社線と大阪市高速電気軌道株式会社の経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「地下鉄線」という。）との連絡運輸

普通運賃、定期運賃

ア 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者又は第1種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

イ 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者又は12歳未満の第2種精神障がい者がその介護人とともに乗車する場合

2 前項の規定にかかわらず、12歳未満の身体障がい者、12歳未満の知的障がい者、12歳未満の精神障がい者及び12歳未満の介護人に対しては、次の運賃について割引を行わない。

(1) 当社線の定期運賃

(2) 当社線と地下鉄線との連絡運輸の普通運賃、定期運賃

3 第1項の規定にかかわらず、6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が介護人とともに乗車する場合には、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対して無賃の取扱いを行う。

4 第1項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当社線

ア 乗合自動車運送約款取扱規則別表3の5に規定する特別割引運賃（普通運賃、定期運賃）

イ 乗合自動車運送約款取扱規則第39条第1項第2号に規定する特別割引乗継運賃

ウ 乗合自動車運送約款取扱規則第69条に規定する特別割引運賃及び料金

(2) 当社線と地下鉄線との連絡運輸

大阪市高速電気軌道株式会社との連絡運輸規則（以下「バス地下連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃、特割定期運賃

5 乗合自動車運送約款取扱規則第69条の規定にかかわらず、別表2に定める路線においては、精神障がい者に対する特別割引運賃の割引を適用しない。

（割引乗車券の種類及び発売）

第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売し、前条第4項に規定する運賃及び料金を適用する。

(1) 当社線

乗合自動車運送約款取扱規則第4条第1項に規定する特別割引定期券

(2) 当社線と地下鉄線との連絡運輸

バス地下連絡規則第7条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券

2 前項の規定にかかわらず、介護人が身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の乗車しようとする区間と同区間（乗車区間を包含する場合を含む。）について有効な乗車券等を既に所持している場合は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が単独で乗車券を購入できるものとする。

3 乗合自動車運送約款取扱規則第4条第1項及びバス地下連絡規則第7条に規定する特別割引定期券は、次の各号に定めるいずれかの手続きをしたときに発売する。

(1) 手帳等を提示して、乗合自動車運送約款取扱規則に規定する通勤定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書を提出したとき

(2) 当社が指定するインターネットにおける予約サービス（以下「予約サービス」という。）を利用して、手帳等の画像その他必要な情報を送信し、予約サービスから受領した2次元コードを認証させたとき

4 前項の規定にかかわらず、別に定める条件を満たす場合は、前項各号に定める手続きを省略することができる。

（割引乗車券等の使用）

第7条の2 第7条第1項の乗車券については、あらかじめ購入し、所持したうえで乗車しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

(1) 乗車後係員の請求に応じて運賃を支払う場合

(2) 運賃先払いカード取扱規則第3条に規定する回数カードを使用する場合

(3) 第11条に規定するIC証票を使用する場合

（介護人に対する運賃の割引）

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の介護人は、その身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

2 前項の規定による介護人に対する運賃の割引は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者とその介護人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

（介護人に対する運賃の割引の特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が12歳未満のため、運賃の割引の適用を受けない場合には、その介護人のみ運賃の割引を行う。

2 前条の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により6歳未満の身体障がい者、6歳未満の知的障がい者及び6歳未満の精神障がい者が無賃の取扱いを受ける場合には、その介護人のみ運賃の割引を行う。

3 前条の規定にかかわらず、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に通学定期券を発売する場合であっても、介護人に発売する定期券は通勤定期券に限るものとする。

(回数カード)

第10条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人が回数カードで運賃を支払おうとするときは、手帳等の提示により、特別割引回数カードを次の者に発売する。

(1) 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者及びその介護人

(2) 12歳未満の第2種身体障がい者、12歳未満の第2種知的障がい者、12歳未満の第2種精神障がい者及びその介護人

2 特別割引回数カードで支払うことができる運賃は、第6条第4項に規定する運賃のうち、普通運賃に係る割引運賃とする。ただし、他の運輸機関の鉄道等（ただし、地下鉄線を除く。）との連絡運輸に係る割引運賃には使用できない。

(IC証票)

第11条 手帳による割引を受けようとする第3条に定める障がい者及び第4条に定める介護人は、次の各号に掲げるIC証票により運賃を支払うことができる。ただし、第1号に掲げるIC証票を使用できる者は、第1種身体障がい者、第1種知的障がい者及びこれらの介護人に限る。

(1) 第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード（以下「特別割引IC証票」という。）

(2) 記名人式ではないIC証票（ただし、あらかじめ係員に申し出を行い、手帳等を提示した場合に限る。）

2 特別割引IC証票の記名人（以下「本人」という。）が当該特別割引IC証票を使用するときは、本人用と記載のある特別割引IC証票を単独で使用するすることができる。

3 特別割引IC証票で支払うことができる運賃は、第6条第4項に規定する運賃のうち、普通運賃に係る割引運賃とする。

4 本人用と記載のある特別割引IC証票を使用する本人が車椅子を使用し、2人の介護人をつける場合、介護者用と記載のある特別割引IC証票を使用しない介護人は、第7条に規定する乗車券（ただし、特別割引定期券を除く。）若しくは回数カードを用いて乗車し、又は乗車後係員の請求に応じて運賃を支払うことができる。

- 5 身体障がい者及び知的障がい者が特別割引 I C 証票以外の乗車券を用いて乗車するときは、介護人は特別割引 I C 証票を使用することができない。
- 6 I C 証票取扱規則第 48 条各号のいずれかに該当する場合は、特別割引 I C 証票は、ともに無効として回収する。
- 7 前項により、特別割引 I C 証票が使用できず、第 3 項に規定する割引運賃が適用されない場合でも、当社はその責を負わない。
- 8 記名人式ではない I C 証票を使用する場合は、乗合自動車運送約款取扱規則第 39 条第 1 項、バス地下連絡規則第 12 条第 1 項第 1 号及び乗合自動車運送約款取扱規則第 45 条に定める運賃及びポイントサービスは適用しない。

第 12 条 削除

(手帳の提示)

第 13 条 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその介護人が手帳による運賃の割引の適用を受ける場合には、手帳等を提示しなければならない。

- 2 乗合自動車運送約款取扱規則第 4 条第 1 項に規定する特別割引定期券及びバス地下連絡規則第 7 条に規定する特別割引定期券の購入に際しては、予約サービスを利用して、手帳等の画像その他必要な情報を送信することで、手帳等の提示に代えることができる。

(手帳の携行)

第 14 条 手帳による割引を受けた身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者は、乗降の際及び乗車中は、手帳等を常に携行して、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

別表 第1種身体障がい者の範囲及び種別の区分

障がい種別			等級
視覚障がい			1 級から 3 級及び 4 級の 1
聴覚又は平衡機能の障がい 聴覚障がい		聴覚障がい	2 級及び 3 級
		平衡機能障がい	――
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい			――
肢 体 不 自 由	上肢		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢		1 級、2 級及び 3 級の 1
	体幹		1 級から 3 級
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに 運動機能障がいがある場合を 除く。）
		移動機能	1 級から 3 級（1 下肢のみに 運動機能障がいがある場合を 除く。）
心臓、じん臓若しくは呼吸器 又はぼうこう若しくは直腸、 小腸、ヒト免疫不全ウイルス による免疫若しくは肝臓の機 能の障がい		心臓、じん臓若しくは呼吸器 又は小腸の機能障がい	1 級、3 級及び 4 級
		ぼうこう又は直腸の機能障が い	1 級及び 3 級
		ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能障がい	1 級から 4 級
		肝機能障がい	1 級から 4 級

（注 1）上記の障がい種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号によるものである。

（注 2）上記左欄に掲げる障がいを 2 つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記等級欄に準ずる者も第 1 種身体障がい者とする。

別表 2（第 6 条関係）

精神障がい者に対する割引を適用しない路線

系統番号		区間	
		起点	終点
225	関西空港リムジンバス 日本橋線	第 2 ターミナルビル	DOTON PLAZA 大阪
225A	関西空港リムジンバス 日本橋線	関西国際空港（第 1 ターミナル）	DOTON PLAZA 大阪
227A	高速バス （なにわマリンエアエクスプレス）	阿倍野橋	神戸三宮バスターミナル
227B		阿倍野橋	神戸三宮バスターミナル
227C		阿倍野橋	神戸空港第 2 ターミナル
227D		阿倍野橋	神戸空港
228	関西空港リムジンバス 天満橋線	第 2 ターミナルビル	天満橋駅

附 則

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この改正規則は、2024 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 7 条第 3 項の規定は 2023 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この改正規則は、2025 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年1月27日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年6月27日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年7月18日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年10月1日から施行する。